貸切バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和5年12月)

12月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	累積点数
1	有限会社ビーエヌ企画（法人番号４４３０００２０１６１７９）代表者白井晴彦、白井敦也	北海道札幌市白石区米里３条３丁目６番２４号	本社営業所	北海道札幌市白石区米里３条３丁目６番２４号	R5.12.13	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第７条の２第１項　他３件	令和５年９月７日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。４件の違反が認められた。（１）運送引受書の記載事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第７条の２第１項）、（２）点呼の記録事項義務違反（運輸規則第２４条第５項）、（３）乗務等の記録事項義務違反（運輸規則第２５条第１項、第２項、第４項）、（４）輸送の安全にかかわる公表情報の報告義務違反（運輸規則第４７条の７第１項）	０	０
2	総合企画株式会社（法人番号４４３０００１０３３５０６）　代表者金澤博文	北海道北広島市美沢３丁目１０番地４	本社営業所	北海道北広島市美沢３丁目１０番地４	R5.12.13	処分日車数３０日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準３．（６）により文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２６条第１項　他３件	令和５年９月１９日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。４件の違反が認められた。（１）点呼の記録事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２４条第５項）、（２）乗務等の記録事項義務違反（運輸規則第２５条第１項、第２項、第４項）、（３）運行記録計による記録義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第２６条第１項）、（４）定期点検整備の実施違反（運輸規則第４５条第１項第１号）	３	３
3	Ｈ．ＣＳ観光株式会社（法人番号７４３００１０７２２６１）代表者菅野健太郎	北海道札幌市清田区平岡１条２丁目１２番１４号	本社営業所	北海道北広島市大曲緑ヶ丘７丁目１７番地	R5.12.13	処分日車数２０日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準３．（６）により文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第２項　他１件	令和５年１０月３日、令和５年１０月１１日及び令和５年１０月３０日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。２件の違反が認められた。（１）点呼の記録事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２４条第５項）、（２）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（運輸規則第３８条第２項）	２	２
4	有限会社光交通（法人番号５４５０００２０００８３１４）　代表者安東良夫	北海道上川郡美瑛町字美瑛原野５６７番地３	本社営業所	北海道上川郡美瑛町字美瑛原野５６７番地３	R5.12.20	処分日車数４０日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準３．（６）により文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２１条の２　他１件	令和５年１１月１６日及び令和５年１２月７日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。２件の違反が認められた。（１）疾病、疲労等のおそれのある乗務（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２１条第５項）、（２）運行に関する状況把握等のための体制の整備違反（運輸規則第２１条の２）	４	８
	以下余白									